

長野原町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

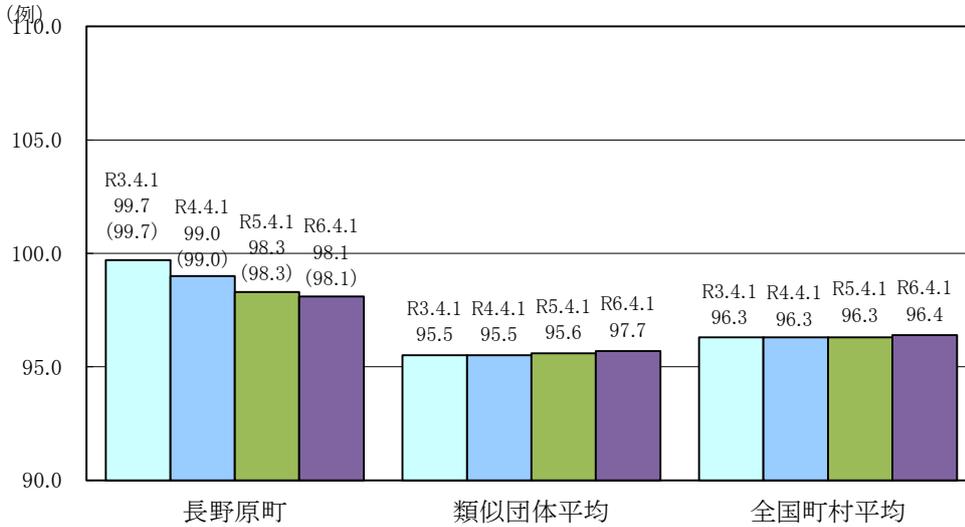
区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率(参考)	
	(6年1月1日)				B/A	4年度の人件費率
5年度	人 5,240	千円 5,528,211	千円 366,608	千円 926,471	% 16.8	% 17.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤労手当				
5年度	人 91	千円 288,542	千円 63,969	千円 124,005	千円 476,516	千円 5,236	千円 5,613	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
- ※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 (人事委員会未設置)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
5年度	円	円	円 (%)	%	%	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
5年度	月	月	月	月	月 4.6	月 4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた給与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえて引下げ。
激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、長野原町においては支給がない。
(実施時期)

(参考)

	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
長野原町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野原町	38.8 歳	300,900 円	356,439 円	351,977 円
群馬県	42.8 歳	327,700 円	399,771 円	358,767 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.0 歳	304,244 円	352,440 円	330,264 円

②技能労務職(対象者なし)

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長野原町	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
うち〇〇〇〇	歳	人	円	円	円	〇〇〇〇	歳	円	
群馬県	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
国	歳	人	() 円	—	() 円	—	—	—	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長野原町	—	—	—
うち〇〇〇〇	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3～5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野原町	31.7 歳	348,330 円	336,180 円
群馬県	41.8 歳	356,431 円	412,158 円
類似団体	40.5 歳	296,313 円	313,852 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		長野原町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	200,900 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	169,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	196,200 円	224,400 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,700 円	327,567 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	388,733 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

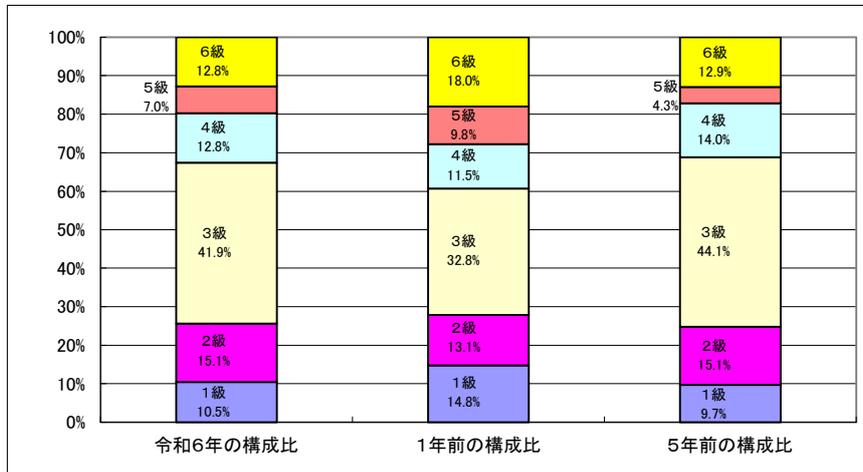
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	9人	10.5%	162,100円	249,400円
2級	主事	12人	15.1%	208,000円	305,200円
3級	主任	36人	41.9%	240,900円	351,000円
4級	係長及び主査	11人	12.8%	271,600円	382,000円
5級	次長及び補佐	6人	7.0%	295,400円	394,000円
6級	課長及び課内室長等	11人	12.8%	323,100円	411,300円

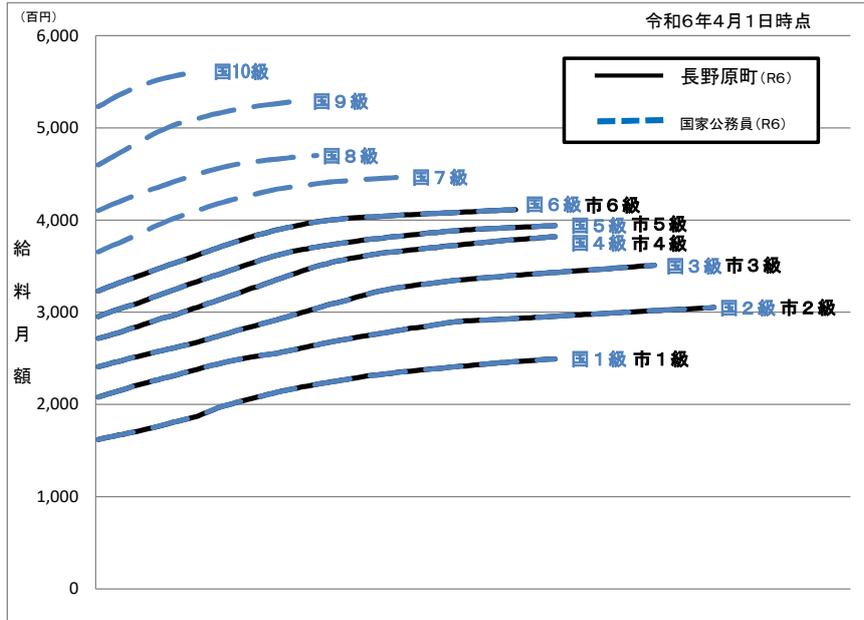
(注) 1 長野原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（長野原町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長野原町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,330 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,632 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%、管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%/管理職加算10%~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長野原町）

令和6年度中における運用	管理職	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	未定	未定

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

長野原町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額	956 千円	- 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)			- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%
	%	人		%

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)			4,064 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			239,042 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)			18.7 %	
手当の種類(手当数)			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	業務従事職員	町税の賦課及び徴収等	18.5 千円	日額500円
感染症及び家畜伝染病作業手当	作業従事職員	病菌の防疫作業等	1,141 千円	日額300円等
診療所医師医療技術手当	診療所医師	診療所業務	2,058 千円	月額100,000円等
診療所医師往診手当	診療所医師	往診業務	846 千円	月額40,000円等
放射線取扱手当	取扱従事職員	放射線取扱業務の助手	- 千円	日額300円
国土調査業務手当	国土調査業務従事職員	長狭物調査及び一筆地調査	- 千円	日額500円
用地交渉業務手当	用地交渉業務従事職員	用途交渉業務	0.5 千円	1件当たり500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	12,732 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	202 千円
支給実績(4年度決算)	13,371 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	206 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 ※満15歳に達する日後の年度始めから満22才の年度末までにおける子1人につき5,000円加算あり	同じ	-	8,749 千円	92,094 円
住居手当	○借家の場合 (月額12,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて27,000円限度に支給	異なる	支給対象の家賃等	4,494 千円	47,305 円
通勤手当	○交通機関利用者について実費支給(最高限度額55,000円) ○交通用具使用者(片道2Km以上の通勤者)について使用距離1Kmにつき600円。ただし、その額が18,000円を超えるときは、その額と18,000円との差額の2分の1を18,000円に加算した額(最高限度額24,000円)	異なる	交通用具使用者の使用距離支給額	1,069 千円	11,254 円
管理職手当	○課長・局長・室長 49,100円 ○参事・課室内長 40,900円 ○次長 39,200円 ○補佐 31,300円 ○係長 30,300円	異なる	支給額	13,610 千円	143,263 円
寒冷地手当	○扶養親族のある世帯主である職員 19,800円 ○扶養親族のない世帯主である職員 11,400円 ○世帯主でない職員 8,200円	同じ	-	4,953 千円	52,136 円
宿日直手当	○宿直 1夜 4,400円 ○日直 1日 4,400円			4,303 千円	45,294 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	給料	料 月 額 等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	市区町村長	600,000 円	850,000 円 / 505,800 円
	副市町村長	499,200 円	710,000 円 / 490,000 円
報酬	議長	275,000 円	375,000 円 / 205,000 円
	副議長	225,000 円	307,000 円 / 175,000 円
	議員	200,000 円	286,000 円 / 155,000 円
期末手当	市区町村長	(5年度支給割合)	
	副市町村長	4.5	月分
退職手当	議長	(5年度支給割合)	
	副議長	4.5	月分
	議員		
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市町村長	給料月額×在職年数×520/100	1,248,000円 任期毎
	備考	給料月額×在職年数×300/100	5,990,400円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

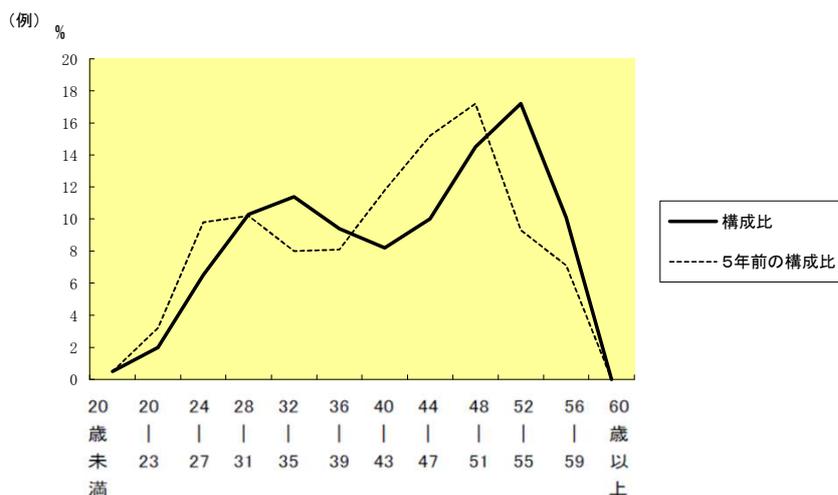
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	休業からの復職による減員 社会福祉施設への派遣による増員
		総務	20	20	0	
		税務	7	6	-1	
		民生	11	13	2	
		衛生	12	13	1	
		農林	5	5	0	
商工		2	2	0		
土木	7	6	-1	欠員不補充による減員		
	計	66	67	1	<参考> 人口1万当たり職員数 127.86 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 119.21 人)	
	教育部門	21	24	3		
	消防部門	0	0	0		
	小計	87	91	4	<参考> 人口1万当たり職員数 173.66 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 142.44 人)	
公営企業等部門	水道	3	4	1	企業会計化による増員	
	下水道	2	2	0		
	その他	4	4	0		
	小計	9	10	1		
合計		96	101	5	<参考> 人口1万当たり職員数 192.75 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条約定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	1人	9人	13人	10人	12人	10人	9人	10人	17人	7人	3人	0人	101人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	72	71	69	67	66	67	-5(△6.9%)
教育	24	25	23	21	21	24	0(0.0%)
消防	-	-	-	-	-	-	-(-%)
普通会計計	96	96	92	88	87	91	-5(△5.2%)
公営企業等会計計	9	9	9	9	9	10	1(11.1%)
総合計	105	105	101	97	96	101	-4(△3.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 北軽井沢簡易水道事業会計

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
5年度	千円 60,320	千円 2,871	千円 3,595	% 6.0	% 6.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 1	千円 2,432	千円 207	千円 956	千円 3,595	千円 3,595	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長野原町	25.0 歳	243,200 円	322,867 円
市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野原町		一般行政職	
1人当たり平均支給額(5年度)		1人当たり平均支給額(5年度)	
956 千円		1,330 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

長野原町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置 (退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円			1人当たり平均支給額 956 千円 - 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		- %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)
税務手当	業務従事職員	町税の賦課及び徴収等	- 千円
感染症及び家畜伝染病作業手当	作業従事職員	病菌の防疫作業等	- 千円
診療所医師医療技術手当	診療所医師	診療所業務	- 千円
診療所医師往診手当	診療所医師	往診業務	- 千円
放射線取扱手当	取扱従事職員	放射線取扱業務の助手	- 千円
国土調査業務手当	国土調査業務従事職員	長狭物調査及び一筆地調査	- 千円
用地交渉業務手当	用地交渉業務従事職員	用途交渉業務	- 千円
			左記職員に対する支給単価
			日額500円
			日額300円等
			月額100,000円等
			月額40,000円等
			日額300円
			日額500円
			1件当たり500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	115 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	115 千円
支給実績(4年度決算)	67 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	67 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 ※満15歳に達する日後の年度始めから満22才の年度末までにおける子1人につき5,000円加算あり	同じ	-	- 千円	- 円
住居手当	○借家の場合 (月額12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円限度に支給	異なる	支給対象の家賃等	- 千円	- 円
通勤手当	○交通機関利用者について実費支給(最高限度額55,000円) ○交通用具使用者(片道2Km以上の通勤者)について使用距離1Kmにつき600円。ただし、その額が18,000円を超えるときは、その額と18,000円との差額の2分の1を18,000円に加算した額(最高限度額24,000円)	異なる	交通用具使用者の使用距離支給額	54.8 千円	54,720 円
管理職手当	○課長・局長・室長 49,100円 ○参事・課室内長 40,900円 ○次長 39,200円 ○補佐 31,300円 ○係長 30,300円	異なる	支給額	- 千円	- 円
寒冷地手当	○扶養親族のある世帯主である職員 19,800円 ○扶養親族のない世帯主である職員 11,400円 ○世帯主でない職員 8,200円	同じ	-	36.8 千円	36,800 円
宿日直手当	○宿直 1夜 4,400円 ○日直 1日 4,400円			- 千円	- 円